○防衛省告示第百九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　気仙沼市唐桑町字舘一七六番三から同市唐桑町字舘二七一番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月十五日

○関東地方整備局告示第三百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三三番二まで	前	BA　七・二〇～三四・〇〇（メートル） 五・四〇～七三・一〇　二・九二二（キロメートル）	三・一二三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　七・二〇～三四・〇〇 五・四〇～七三・一〇　二・九二二	三・一二三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号　茅野市金沢字ケカチ坂五三六〇番五地先から同市宮川字中野六六三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月十五日

○北陸地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　滑川市稲泉一一〇九番一から富山市水橋上砂子坂二四九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月十六日